

## 職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる校内規程

北海道函館水産高等学校

平成27年5月15日策定

### 1 連絡手段に関わる基本的な考え方（目的）

- (1) 学校や職員が、生徒・保護者から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものである。
- (2) 生徒・保護者に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについての規程を定め、その運用を図る。

### 2 職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる規程及び留意事項

#### (1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が生徒・保護者から電話番号等の連絡手段に関わる個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ること。

#### (2) 取得や提供する情報に関する規程

ア 生徒・保護者から取得する連絡手段に関わる情報の種類は、固定・携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る。

イ 電話番号等を取得する対象となる範囲は、担任する学級の生徒・保護者、顧問をする部活動の生徒・保護者、校務運営上必要な生徒・保護者に限る。

ウ 職員が生徒・保護者に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ること。生徒・保護者に電話番号等を提供する場合の情報の種類や提供先の範囲は上記ア・イに準ずる。

エ 職員が生徒・保護者の携帯電話等の番号等を取得した場合、及び、職員が生徒・保護者に対して自己の電話番号等を提供した場合は、その一覧を作成し、管理職員に届け出ること。（一覧を更新した場合も同様とする。様式は各自が作成したものでよい。）

#### (3) 電話番号等の利用に関する規程

ア 職員と生徒・保護者との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等は行わないこと。また、職員と生徒・保護者との連絡内容の範囲は授業、学校行事、部活動、PTA活動等の教育活動に関すること、及び、安全上の緊急連絡の場合に限ること。

イ 生徒・保護者から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合の対応方法については、メール等での相談は行わず、複数の職員による直接面談を原則とすること。

ウ 使用しなくなった（卒業等）場合、生徒・保護者の電話番号等は直ちに削除すること。

エ 職員が取得した生徒・保護者の携帯電話等の番号等を使用し連絡等を行った場合は各自が作成した使用簿（様式は各自が作成したもの）に記入し、管理職員との面談時等に点検を受けること。

### 3 その他

(1) 上記2以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規程を整備する。なお、規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 個々の職員の端末の利用の状況等に関しては、管理職員が職員面談等を通じて可能な限り確認するなど、事故の未然防止に努めるとともに、職員各自が適切な取扱いがなされるよう、日頃から努めること。

（附則）この規程は、平成27年5月15日から施行する。